

小規模多機能ホームいしい和泉重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(松山市指定 第3890101557号)

当事業所は利用者に対して指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護（以下「サービス」という）サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として介護保険の認定調査結果により「要介護又は要支援」と認定された方が対象となります、認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 法人名 | 株式会社 ヨシケンコーポレーション |
| (2) 法人所在地 | 愛媛県松山市北井門町3丁目14番28号 |
| (3) 電話番号 | 089-956-8709 |
| (4) 代表者氏名 | 代表取締役 河本 英樹 |
| (5) 設立年月 | 平成9年2月7日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護
平成 29 年 6 月 1 日指定 松山市 3890101557 号 |
| (2) 事業所の目的 | 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。 |
| (3) 事業所の名称 | 小規模多機能ホームいしい和泉 |
| (4) 事業所の所在地 | 愛媛県松山市和泉南2丁目5番1号 |
| (5) 電話番号 | 089-909-3720 |
| (6) 事業所管理者 | 山本 千里 |
| (7) 当事業所の運営方針 | 利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域で暮らしを支援します。 |

(8) 開設年月 平成29年6月1日

(9) 登録定員 25人(通いサービス定員13人、宿泊サービス定員9人)

※当事業所は、原則として利用申込に応じますが、ご登録をいただいている場合であっても、利用定員を超過する場合には、通いサービス又は宿泊サービスの提供ができないことがありますので、ご了承ください。

(10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。宿泊サービスの際に利用される居室は個室です。(ただし、利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。)

居室・設備の種類		室数	備考
宿泊室	個室	9室	部屋の面積が9.02㎡~9.11㎡
	合計	9室	
居間及び食堂		1室 64.24㎡	
台所		1箇所	
脱衣所及び浴室		各1室(リフト可能な浴槽が1か所)	
トイレ		4箇所 うち多目的トイレは3箇所	
消防設備		自動火災報知設備、スプリンクラー設備(火災通報装置)、消火器、誘導灯、非常灯など	
その他			

※ 上記は、松山市条例により、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

3. 通常の事業の実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域は、松山市(ただし、島嶼部除く。)

※上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスを利用できません。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	月～日 6時00分～21時00分
訪問サービス	月～日 00時00分～24時00分
宿泊サービス	月～日 21時00分～6時00分

※ 受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対してサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	常勤	非常勤	職務の内容
1.管理者(介護支援専門員兼務)	1人	0人	事業内容の調整
2.介護支援専門員(管理者兼務)	1人	0人	サービスの調整・相談業務

3.介護職員（看護職員兼務含む）	10人	2人	日常生活の介護業務
4.看護職員（介護職員兼務）	0人	2人	健康チェック等の医療業務

〈主な職務の勤務体制〉

職種	勤務体制
1.管理者	勤務時間：8：30 ～ 17：30
2.介護支援専門員	勤務時間：8：30 ～ 17：30
3.介護職員	主な勤務時間：8：30 ～ 17：30 夜間の勤務時間：16：30 ～ 9：30 宿直（オンコール待機）：16：30 ～ 9：30 その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。
4.看護職員	週に24時間程度

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(介護保険の給付の対象となるサービス)

(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合
(介護保険の給付の対象とならないサービス)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金9割、8割又は、7割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の1割、2割又は、3割の金額となります。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、利用者と協議の上、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に定めず。

〈サービスの概要〉

ア 通いサービス

事業所に通い、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話又は支援及び機能訓練を行う。

イ 宿泊サービス

事業所に短期間宿泊し、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話又は支援及び機能訓練を行う。

ウ 訪問サービス

利用者の居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話又は支援を行う。

〈小規模多機能ホームいしい和泉サービス利用料金〉

(介護予防) 小規模多機能居宅介護

(1) 介護保険給付対象サービス

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービス (1ヶ月あたり)

要介護度	自己負担額 (1割)
要支援1 (介護予防)	3, 450円
要支援2 (介護予防)	6, 972円
要介護1	10, 458円
要介護2	15, 370円
要介護3	22, 359円
要介護4	24, 677円
要介護5	27, 209円

その他加算及び減算

加算の名称	加算額 (1割負担の場合)	主な要件
初期加算 (該当者のみ)	30円/日	事業所に登録した日から30日以内の期間、又は30日を超える入院をされた後に、再び利用開始した場合。
認知症加算Ⅲ (該当者のみ)	760円/月	日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者の方。(認知症日常生活自立度Ⅲ・Ⅳ・Mの該当者)
認知症加算Ⅳ (該当者のみ)	460円/月	要介護状態区分が要介護2である者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の利用者の方。(認知症日常生活自立度Ⅱの該当者)
若年性認知症利用者 受入加算 (該当者のみ)	450円/月 (予防)	要支援で若年性認知症の該当者。利用者(64歳以下の方)ごとの担当者を決めた上で、担当職員を中心に特性やニーズに合わせたサービスを提供していること。
若年性認知症利用者 受入加算 (該当者のみ)	800円/月	要介護で若年性認知症の該当者。利用者(64歳以下の方)ごとの担当者を決めた上で、担当職員を中心に特性やニーズに合わせたサービスを提供していること。

生産性向上推進体制 加算Ⅱ	100円/月	<p>利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。</p> <p>見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。</p> <p>1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う。</p>
総合マネジメント 体制強化加算Ⅱ	800円/月	<p>(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画について、利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、介護支援専門員、看護師、介護職員その他の関係者が共同し、随時適切に見直しを行っていること。地域における活動への参加が確保され、地域住民等との交流を図れていること。</p>

※介護予防の場合、認知症加算は算定されません。

※自己負担が2割・3割の方は、上記金額の2倍・3倍になります。

※上記の合計金額に、介護職員処遇改善加算Ⅰとして10.2%が加わります。

※上記の合計金額に、介護職員等特定処遇改善加算Ⅱとして1.2%が加わります。

※上記の合計金額に、介護職員等ベースアップ等支援加算として1.7%が加わります。

①要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金(10割)を一旦お支払いいただきます。

要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)

②月途中で利用開始した場合は、契約を締結した日ではなく、実際にサービス(通い・訪問・宿泊)を開始した日からの日割りでの算定となります。

③月途中で契約を解除した場合は、最終利用日ではなく、契約を解除した日までの日割りでの算定となります。

④介護保険による給付額に変更があった場合は、同様に利用者の利用負担額を変更します。

短期利用（介護予防）居宅介護

事業所の宿泊室に空床がある場合、登録定員に空きがあり、緊急やむを得ない場合など一定の条件下において、登録者以外の短期利用が可能となります。

<利用要件>

- ・事業所の登録定員に空きがある場合
- ・利用者の状態や家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用が必要と認めた場合であって、当事業所の介護支援専門員が、当事業所の登録者に提供されるサービスに支障がないと認めた場合
- ・利用期間は7日以内（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内）であること
- ・当事業所が提供するサービスが過少である場合の減算を受けていない場合・指定基準に定める従業員数を配置している場合

- (1) 介護保険給付対象サービス ※1割負担分を例示する負担割合に応じた利用料金となります。
短期利用（介護予防）居宅介護（1日あたり）

要介護度	自己負担額（1割）
要支援1（介護予防）	424円
要支援2（介護予防）	531円
要介護1	572円
要介護2	640円
要介護3	709円
要介護4	777円
要介護5	843円

※自己負担が2割・3割の方は、上記金額の2倍・3倍になります。

※上記の合計金額に、介護職員処遇改善加算Ⅰとして10.2%が加わります。

※上記の合計金額に、介護職員等特定処遇改善加算Ⅱとして1.2%が加わります。

※上記の合計金額に、介護職員等ベースアップ等支援加算として1.7%が加わります。

①要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金(10割)を一旦お支払いいただきます。

要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)

②介護保険による給付額に変更があった場合は、同様に利用者の利用負担額を変更します。

- (2) 介護保険給付対象外のサービス

①食事代 朝食 400円

昼食 650円

夕食 550円

②宿泊費 一泊 2,000円

③交通費 通常の事業の実施地域内（松山市内） 無料

通常の事業の実施地域を越えて行うサービスに介護に要した交通費及び送迎にかかる費用は、その実費を徴収する。

- ・通常の事業の実施地域を越えてから片道概ね5キロメートル未満 500円（片道あたり）
- ・通常の事業の実施地域を越えてから片道概ね5キロメートル以上1,000円（片道あたり）

④オムツ代 実費

⑤レクリエーション代 材料代の実費

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、月末締めで計算し翌月27日頃指定の口座より引き落としになります。尚、E-NETの手続きが間に合わない場合は、下記の口座に翌月27日までに振り込みにてお支払いください。

① 銀行振込み

【銀行振込の場合】

□伊予銀行	砥部支店	普通預金	No.1257591
	カブシキガイシャ	ダイヒョウトリシマリヤク	カワモト ヒデキ
名義)	株式会社ヨシケンコーポレーション	代表取締役	河本 英樹

(4) 利用の中止、変更、追加

○サービスは、当事業所が作成した居宅サービス計画又は介護予防サービス計画及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

○利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

○5.(1)の介護保険の給付の対象となるサービスについては、利用料金は1か月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1か月の利用料は変更されません。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

(5) 当事業所が作成する（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画について

サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、利用者の状況に合わせて適切なサービスを提供するために、利用者との協議の上で、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画及び（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明の上、交付します。

6. 苦情の受付について

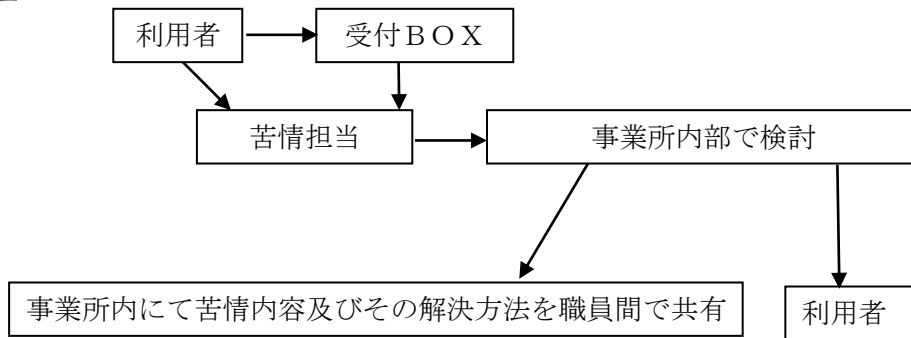
(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） 管理者 山本 千里
- 受付日時 平日のみ 8時30分～17時30分
- 面接場所 相談室

また、苦情受付ボックスを事務所に設置しています。

苦情処理フロー



(2) 行政機関その他苦情受付機関

愛媛県国民健康保険団体連合会	所在地：松山市高岡町101-1 TEL：089-968-8700 受付日時：8時30分～17時15分（平日のみ）
愛媛県社会福祉協議会 愛媛県福祉サービス運営適正化委員会	所在地：松山市持田町3丁目8-15 TEL：089-998-3477 受付時間：9時00分～12時00分 13時00分～16時30分（平日のみ）
松山市役所 介護保険課	所在地：松山市二番町4丁目7-2 TEL：089-948-6968 受付時間：8時30分～17時15分（平日のみ）

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

可能な限りの利用者及びご家族の参加や協力をお願い致します。

<p><運営推進会議></p> <p>構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、松山市職員、小規模多機能ホームいし和泉の職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等</p> <p>開催：隔月で開催。</p> <p>会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。</p>	
--	--

8. 緊急時の対応及び協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連絡や相談などの連携体制を整備しています。

尚、緊急時は原則医師の指示に従い対応を行い、必要に応じ、ご家族等の緊急連絡先に連絡いたします。

協力医療機関名	診療科	協力医師
和泉クリニック	内科	菊池 勇喜
上田内科	内科	上田 英憲
SHUN心療クリニック	心療内科	馬場 俊一
武西歯科医院	歯科	武西 勝利
みゆき眼科	眼科	林 美由紀
千舟町クリニック	内科	友澤 滋

9. 事故発生時の対応

当事業所では、サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町村、ご家族、関連に事業所等に連絡を行います。

又、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発防止を防ぐ為の対策を講じます。

尚、当事業所のサービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。(当事業所は三井住友海上と損害賠償保険契約を結んでおります。)

10. 非常災害時の対応

非常災害に関する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、事業所の見やすい場所に掲示している。

計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、年2回、利用者も参加して避難、救出その他の必要な訓練を行います。

消防署への届出日： 平成29年5月9日

防火管理者： 河本 幸恵

<消防用設備>

自動火災報知設備、消火器、誘導灯、非常灯、スプリンクラー設備（火災通報設備）など消防法による設備を設置しています。

11. 秘密保持

事業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族、利用者代理人等に関する秘密、個人情報については、サービス担当者会議など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

尚、あらかじめ文書により利用者及び家族又は利用者代理人の同意を得た場合は、上記の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供することがあります。

(※事業所の職員は、上記内容に関して退職後も秘密の保持を致します。)

1 2. 虐待の防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発防止をするため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたとおもわれる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

1 3. 第三者評価の実施状況

- 実施の有無： 有
- 直近実施日： 令和6年3月19日実施
- 評価機関： 運営推進会議
- 結果の開示： 運営推進会議、事業所の見やすい場所に掲示、事業者ホームページ・愛媛県地域密着型サービス協会ホームページに掲載

1 4. サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- 所持金は、自己の責任で管理してください。
- 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

令和 年 月 日

指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	法人名称	株式会社 ヨシケンコーポレーション
	住所	松山市北井門3丁目14番28号
	ホーム名	小規模多機能ホームいしい和泉
	住所	松山市和泉南2丁目5番1号
	職名	管理者
	説明者名	山本 千里 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者

住所

氏名

印

代理人（利用者との関係： ）

住所

氏名

印